

つくばみらい市規則第31号

つくばみらい市規則第31号

つくばみらい市財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月1日

つくばみらい市長 】 田 一 九

つくばみらい市財務規則の一部を改正する規則

つくばみらい市財務規則（平成18年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第32条の2（見出しを含む）中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第32条の2第1項中「法第231条の2第6項」を「法第231条の2の3第1項」に改める。

第32条の2第2項各号を次のように改める。

- (1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定納付受託者の指定をした日
- (3) 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
- (4) 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第32条の2に次の1項を加える。

3 市長は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を市長に届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合は、その旨を告示しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前のつくばみらい市財務規則の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。